ています。 接種することが法律で定められ と毎年1回の狂犬病予防注射を 生後3カ月以上の犬は、 登録

5万人以上が狂犬病で死亡して 薄い病気ですが、世界では毎年 いると言われています。 方法は確立されておらず、 残念ながら現在でもその治療 狂犬病は、 日本ではなじみの 発症

できません。 以外に狂犬病を予防することが みであり、予防注射を接種する 病の流行を媒介する動物は犬の すると100%死亡する恐ろし い病気です。 日本を含むアジアでは、狂犬

射を接種させることは飼主の義 飼い犬の登録と狂犬病予防注 必ず行いましょう。

(2)注射代金等

①狂犬病予防注射料

9 5 0

円

時

午後2時30分から3時30分まで

午後2時30分から3時30分まで

午後2時30分から3時30分まで

午後1時から2時まで

午後1時から2時まで

午後1時から2時まで

◎集合注射を実施します

の指導に従ってください。) 射を行ってください。(現在獣 いない方も、この機会に予防注 ていない方や注射を受けさせて の集合注射を実施します。 医にかかっている場合は、 現在、犬を飼っていて登録し 町では次のとおり狂犬病予防

Ι. 〇持参するもの 登録が済んでいる飼い犬の

場合 忘れずにご持参ください 注射することができませんので 書(3月中旬に郵送したはがき) ※狂犬病予防注射済票交付申請 (1)狂犬病予防注射済票交付申請 (はがき) を忘れてしまうと

川妻生活

 \exists

の場合 II. 登録が済んでいない飼い犬 円

①狂犬病予防注射料 (1)注射代金等 9 5 0

4月5日(木)

4月12日休

4月15日(日)

円

②注射済票交付手数料

をご持参ください。 必要なスコップ、ビニール袋等 ※その他、フンを片付ける際に が出ないようご協力ください。 ※代金をお支払いの時、

1	V)	印巾
場	所	
舌改	善センター	-
セ	ンター	
ミュ	ニティセン	ター

役場 ふれあい 役場 役場 原宿台コミ

③登録手数料 2, 0 0 0 円 3 5 0 円 お釣り

の手続をしてください。

◎手続をきちんとしましょう

①当町へ転入された方 た手続をしましょう。 次の飼主の方は、きちんとし

ださい。 生活環境グループまでお越しく 済票」を持参して、建設環境課 た「鑑札」と「狂犬病予防注射 札と交換しますので、 されていた場合には、 すでに旧住所地で犬の登録を 交付され 新しい鑑

②当町を転出される方

って、新住所地の市町村で変更 と「狂犬病予防注射済票」を持 当町から交付された「鑑札」

> 場合 ③飼い犬が亡くなってしまった

61 建設環境課まで連絡してくださ を抹消させていただきますので 当町に登録してあります台

りの方へ ◎野良犬の徘徊や迷い犬でお 困

談ください。 県動物指導センターへ直接ご相 迷い犬が自宅にいるので保護し てほしいといった相談は、 野良犬が徘徊していて困る、 茨城

◎ルールを守って飼いましょう

は大変危険です。 により夜間に放したりすること は散歩ができない」などの理由 おとなしいから大丈夫」、「昼間 止されています。 犬の放し飼いは、 「自分の犬は 県条例で禁

②引き綱、 は必ず持ち帰りましょう。 ①散歩中、犬がフンをしたとき ルを守って正しく飼いましょう。 犬の飼主は、次のようなルー 首輪は切れそうにな

> ③迷い犬等の連絡が入ったとき に、迷子札、注射済票または登 確認をしましょう。 ないでいるもので十分かどうか っていませんか。現在、 犬をつ

④ペットが逃げてしまった場合 等を付けましょう。

できますので、首輪に注射済票

録鑑札で飼主を照会することが

しょう。 飼主が責任を持って探しま

○お問い合わせ

·建設環境課 生活環境G

茨城県動物指導センター

直 通